

## 郡山市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、飼い主のいない猫対策事業を実施し、市民の快適な生活環境の確保及び動物の愛護思想の普及を図るため、飼い主のいない猫の不妊去勢手術に要する費用に対する補助金に関して、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主のいない猫対策事業 登録団体を支援する事業をいう。
- (2) 飼い主のいない猫 所有者が不明な猫又は所有者が存在しない猫をいう。
- (3) 登録団体 保健所長が登録の承認をした猫管理活動を行う団体をいう。
- (4) 猫管理活動 飼い主のいない猫に不妊去勢手術等を施し、適正管理を継続的に行う活動をいう。
- (5) 不妊去勢手術 不妊手術（雌の猫の卵巣又は子宮を摘出する手術）又は去勢手術（雄の猫の精巣を摘出する手術）及びこれらに伴う医療行為をいう。
- (6) 適正管理 近隣に迷惑をかけずに、飼い主のいない猫への給餌、給水、排泄物の処理、周辺の掃除等を行う管理をいう。
- (7) 診療施設 獣医療法（平成4年法律第46号）第2条第2項に規定する診療施設をいう。

(対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、登録団体とする。

(対象となる手術)

第4条 補助金の交付対象となる手術は、次の各号のいずれにも該当する手術とする。

- (1) 登録団体が適正管理を行う飼い主のいない猫について、市内の診療施設において獣医師より受けた不妊去勢手術
- (2) 特別な理由があると認められる場合を除き、手術済みであること目印として雄猫は右の、雌猫は左の耳介先端部の一部をV字型に切除する手術

(対象経費等)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「対象経費」という。）、補助金の額及び補助限度額は別表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。ただし、同一個体につき1回を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、高齢、疾患等により完全に生殖能力を失ったと獣医師が診断した場合の手術費用及び既に手術を実施してある場合の麻酔等の処置は、この要綱による補助対象から除くものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定により申請するものとする。この場合において、同条第1号の補助事業等事業計画書は事業計画書（第1号様式）とし、同条第2号の補助事業等に係る収支予算書は収支予算書（第2号様式）とする。

(交付の条件)

第7条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付の目的以外に補助金を使用しないこと。
- (2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、手術が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(実績報告等)

第8条 補助金交付の決定を受けた者は、手術が完了したときは、当該完了の日から30日以内又は手術が完了した日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日までに、規則第14条の規定により市長に実績を報告するものとする。この場合において、同条の補助事業等に係る収支決算書は収支決算書（第3号様式）とし、同条に規定するその他市長が必要と認めて指示する書類は次のとおりとする。

- (1) 特別な理由があると認められる場合を除き、不妊去勢手術の実施後における対象の猫の耳介先端部の一部がV字型に切除されていることが確認できるL版以上のカラー写真
- (2) 不妊去勢手術を実施した診療施設が発行した領収書の原本又は写し

(額の決定)

第9条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、手術の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、速やかに規則第15条に規定する補助金等交付額確定通知書により登録団体に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定した額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

対象経費	補助金の額	補助限度額
雄猫の手術費	対象経費の2分の1	1匹につき4千円
雌猫の手術費	対象経費の2分の1	1匹につき8千円

事業計画書

1 手術に関すること

動物病院名	
住 所	郡山市
電話番号	
実施日時	

2 猫に関すること

適正管理を行う場所	郡山市
種 類	<input type="checkbox"/> 雑種 <input type="checkbox"/> その他（ ）
毛 色	<input type="checkbox"/> 茶 <input type="checkbox"/> 黒 <input type="checkbox"/> 白 <input type="checkbox"/> その他（ ）
性 別	<input type="checkbox"/> 雄 <input type="checkbox"/> 雌
特 徴	

写真貼付欄

手術の実施前における対象の猫の全体像が確認できるL版以上のカラー写真する。

収支予算書

1 収入

（単位 円）

項目	予算額	摘要
市補助金		
自己負担金		
合計		

2 支出

（単位 円）

項目	予算額	摘要
合計		

収 支 決 算 書

1 収入

(単位 円)

項 目	予算額	決算額	差 額	摘 要
市補助金				
自己負担金				
合 計				

2 支出

(単位 円)

項 目	予算額	決算額	差 額	摘 要
合 計				